

 1				
お正本記明典原本語の中本正本記明典原本語の中本正本記明典原本語の中本正本記明典原本語の一本語の一本語の一本語の一本語の一本語の一本語の一本語の一本語の一本語の一	中華民國三十五年六月九員 第十一戰區長官司令部審判戰犯軍事法庭	、 液庭執行職務。 「 液庭執行職務。 「 液 節 二 十 三 條 第 一 項 乙 調 一 項 、 第 五 十 一 條 、 一 策 第 一 項 、 第 五 十 一 條 、 一 職 以 適 當 之 刑 。 の 條 約 第 二 十 三 條 第 一 項 乙 a の 條 約 第 二 十 三 條 第 一 項 乙 a の 條 約 第 二 十 三 條 第 一 項 乙 a	戰犯宮迫忠八判決書	一 巡 图 台 剧

54.

